

令和8年度

# お宅のブロック塀は安全ですか？

－事前の撤去で守れる命－  
～御坊市ブロック塀等撤去改善事業補助金のご案内～

平成30年6月18日に大阪府北部で最大震度6弱の大きな地震が起こりました。その地震によりブロック塀が倒壊し、尊い命が失われました。

老朽化したブロック塀や基準を満たさないブロック塀は“非常に危険”なため、人的被害はもとより、津波等からの避難や緊急車両の通行の妨げの原因にもなります。

このような危険な状況を事前に防ぐため、御坊市では『ブロック塀等撤去改善事業』を実施していますので、ご活用のご検討をお願いします。

## 【申請期間】

令和8年4月1日（水）～ 令和8年12月28日（月）

ブロック塀等の撤去改善が、令和9年1月29日（金）までに完了できる方に限ります。

※申請前に工事着手された場合は、補助対象とならないのでご注意ください。

## 【補助対象】

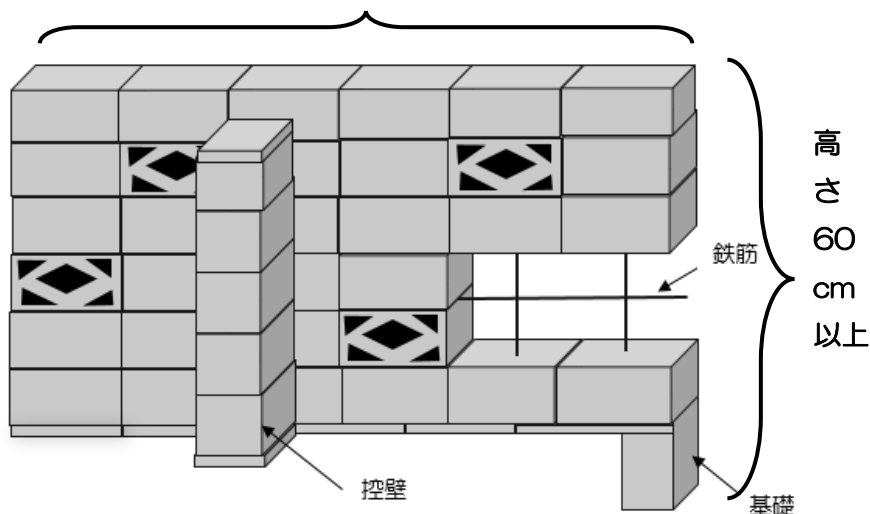
道路に面するブロック塀等の撤去改善費用の一部補助をおこなっています。

「対象となるブロック塀等」…高さ60cm以上かつ、延長2m以上のコンクリートブロック塀造り・石造りレンガ造り等。

「申請者」…市内のブロック塀等の撤去改善を行う所有者等で市税を完納している方。

※申請は一つの敷地につき、1回限りとなっており、過去にこの事業をご利用された方は対象外となりますのでご了承ください。

延長2m以上（控壁も含めます）



ブロック塀等の撤去改善を  
考えられている方は、危機管理  
課（☎23-5528）までご連絡  
ください。

その際は、ブロック塀の高さ  
や長さなど教えて頂けると幸  
いです。

後日、職員が伺います。

詳しくは、危機管理課（☎0738-23-5528）までご連絡ください。

